

合算番号単価及び番号単価の修正（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 27 条に基づき総務省告示第 429 号（平成 18 年 7 月 31 日；別紙 1 参照）第 2 条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記 1 のとおりであり、この算定結果に基づき下記 2 のとおり取り運ぶこととしたい。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果（算定方法の詳細は別紙 2 参照）

（1）修正合算番号単価

7 円（変更なし）

修正合算番号単価算定の結果は、「6.41・・・円」となるが、次の理由から総務省告示第 429 号第 3 条の規定に基づき、整数未満を切り上げて、7 円のままとする。

番号単価は、年間の負担金総額を、翌年の 1 月から 12 月までの番号数に応じて、12 月間で徴収することを前提に算定しているが、平成 20 年度の負担金総額の徴収に 13 月間を要したことから、それ以降は新番号単価の適用が翌年 2 月から翌々年 1 月まで適用されるという変則的な形になっている。今回の修正番号単価を 7 円のままとした場合は、本年 12 月分までで今年度の負担金総額を全額徴収可能な見込みであり、次年度分の新番号単価は来年 1 月から適用という本来の形に戻る見通しであること（別紙 3 参照）。

なお、番号単価を変更する場合には、負担金をユニバーサルサービス料として利用者に転嫁する負担事業者等による事前の十分な周知が必要となるが、本年 2 月には、それまで 2 年間適用されてきた 8 円の番号単価が 7 円に変更になったばかりであり、今回、本年 7 月分から適用の修正番号単価を再度変更する場合には、負担対象事業者等による周知期間が短いこと。

(2) 修正番号単価

以下のとおり修正する。

NTT東日本 4 . 1 9 0 0 5 9 6 2 円
(現行 4 . 1 9 1 2 5 0 7 5 円)

NTT西日本 2 . 8 0 9 9 4 0 3 8 円
(現行 2 . 8 0 8 7 4 9 2 5 円)

(3) 適用の時期

平成 2 3 年 7 月 (利用分から)

2 今後の取り扱い

(1) 報道発表

4 月 2 6 日 (火) 午前 1 1 時 資料配布

(2) 通知等

総務大臣へ通知	4 月 2 6 日以降速やかに
負担対象事業者へ通知	同 上
ホームページに掲載	同 上
自動音声・F A X 案内に掲載	同 上

番号単価等の算定方法（総務省告示第429号・平成18年7月31日）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第1項の規定に基づき、番号単価の算定方法を次のように定める。

平成18年7月31日

総務大臣 竹中 平蔵

（番号単価の算定方法）

第1条 番号単価は、原則として毎年度9月に次の式により算定するものとする。

番号単価

= 合算番号単価

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額

÷ 適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

合算番号単価

= (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額)

÷ 直近の算定対象電気通信番号の総数

÷ 前項の番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終算定月と見込まれる月までの月数

3 第1項の規定により算定した番号単価は、原則としてその算定した年度の1月末からその翌年度の6月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

（番号単価の修正）

第2条 前条第1項の番号単価は、原則として翌年度の4月に次の式により修正するものとする。

修正番号単価（本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。）

= 修正合算番号単価（前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。）

× (各適格電気通信事業者の補てん対象額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- 当該適格電気通信事業者に係る基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第2項の残余の額（以下「前年度残余額」という。）

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額（当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する負担金の予定額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

- 当該番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

÷ (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- 当該合算番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

2 前項の修正合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

修正合算番号単価

$$\begin{aligned} &= (\text{適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額} \\ &+ \text{支援機関の支援業務に係る費用の額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の} \\ &\quad \text{算定自己負担額の合計額} \\ &- \text{前条第2項の合算番号単価} \\ &\quad \times \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\quad \times \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番} \\ &\quad \text{号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電} \\ &\quad \text{気通信番号の数に係る月の前月までの月数}) \\ &\div \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\div \text{前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終} \\ &\quad \text{算定月と見込まれる月までの月数} \end{aligned}$$

3 第1項の修正番号単価は、接続電気通信事業者ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の7月末から最終算定月の前月の月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとし、同年度の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条第2項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余额を算定する場合にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

(端数処理)

第3条 支援機関は、第1条第1項の規定により算定した番号単価又は前条第1項の修正番号単価について、小数点以下8位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。

2 前項の規定は、第1条第2項の合算番号単価又は前条第2項の修正合算番号単価について準用する。この場合において、前項中「小数点以下8位未満」とあるのは、「整数未満」と読み替えるものとする。

(番号単価の通知)

第4条 支援機関は、第1条第1項の規定により番号単価を算定したとき又は第2条第1項の規定により番号単価を修正したときは、速やかに、その旨及びその内容を総務大臣に通知するものとする。

修正合算番号単価の算定

(1) H23.7~12月の間の要徴収負担金額の算出 (A - B - C = D)

A 徴収すべき 負担金総額	B 前年度 残余额	C H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 15,194,639,991 円 + 支援機関事務費 60,350,425 円 = 合計 15,254,990,416 円	-	H23.1月分 0 円 H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 6,857,719,260 円	-
			= 7,543,204,464 円

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D ÷ E ÷ 6月 = F)

D H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額 7,543,204,464 円	÷	修正番号単価の 適用月数 (H23.7~12月) 6ヶ月	=	F 修正合算 番号単価 6.41642...円
E 直近(H23.1月末)の 算定対象電気通信番号総数 195,934,836 番号				↓
				7 円

総務省告示第429号第3条第2項に基づき、同条第1項を準用して、整数未満の端数を切り上げとした

- 1 . 修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H 2 3 . 7 ~ 1 2 月間の要徴収負担金額の算出 (A 東 - B 東 - C 東 = D 東)

A 東 徴収すべき負担金総額	B 東 前年度残余额	C 東 H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D 東 H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 9,097,792,323 円 + 支援機関事務費 36,134,823 円 = 合計 9,133,927,146 円	-	H23.1月分 0 円 H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 4,106,060,141.68064 円	=
			4,515,210,917.31936 円

(2) (1) の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出した H23.7~12 月間の徴収すべき額で除する (D 東 ÷ D = G 東)

D 東 H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号の H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額	=	G 東 0.5985799455
4,515,210,917.31936 円		7,543,204,464 円		

(3) 修正合算番号単価に (2) で算出した数値を乗ずる
 (F ÷ G 東 = NTT 東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	G 東 0.5985799455	=	4.1900596185
7 円				

- 2 . 修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H 2 3 . 7 ~ 1 2 月間の要徴収負担金額の算出 (A 西 - B 西 - C 西 = D 西)

A 西 徴収すべき負担金総額	B 西 前年度 残余额	C 西 H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D 西 H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 6,096,847,668 円 + 支援機関事務費 24,215,602 円 = 合計 6,121,063,270 円	-	H23.1月分 0 円 H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 2,751,659,118.31936 円	-
		-	=
	341,410,605 円		3,027,993,546.68064 円

(2) (1) の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出した H23.7~12 月間の徴収すべき額で除する (D 西 ÷ D = G 西)

D 西 H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額	=	G 西 0.4014200545
3,027,993,546.68064 円		7,543,204,464 円		

(3) 修正合算番号単価に (2) で算出した数値を乗ずる
 (F ÷ G 西 = NTT西日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	G 西 0.4014200545	=	2.8099403815
7 円				

番号単価と適用時期

	認可時の 合算番号単価	負担金額	適用開始月	修正合算番号単価 (7月～)	最終算定月	その他	
H18年度 認可	7円/月・番号 (7.12円)	153.0億円	H19年1月 (適用期間12ヵ月)	7円/月・番号 (7.07円)	H19年12月	制度稼動初年度	
H19年度 認可	6円/月・番号 (6.20円)	136.3億円	H20年1月 (適用期間13ヵ月)	6円/月・番号 (6.23円)	H21年1月		
H20年度 認可	8円/月・番号 (8.10円)	181.0億円	H21年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.58円)	H21年1月		
H21年度 認可	8円/月・番号 (8.28円)	188.8億円	H22年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.79円)	H21年1月		
H22年度 認可	7円/月・番号 (6.58円)	152.5億円	H23年2月	計算値 6.42円	7円/月・番号	H23年12月 (見込み)	次期繰越見込額 857,420,167円
					6円/月・番号	H24年1月 (見込み)	次期繰越見込額 865,907,884円